

○佐賀県警察職員の分限に関する訓令（概要）

昭和32年 1 月21日

本部訓令第 1 号

この訓令は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）及び職員の分限に関する条例（昭和27年佐賀県条例第18号）に定めるもののほか、佐賀県警察職員の意に反する降任、免職及び降給に関し、必要な事項を定めるものである。

- 分限審査委員会
- 審査の要求
- 分限の処分
- 文書の交付

などの項目からなっている。